

老人福祉法に基づく居宅生活支援事業等の届出について

介護保険法の居宅サービス及び地域密着型サービス又は介護予防・生活支援サービスのうち、次のサービス提供を開始する場合は、老人福祉法の適用を受けることとなりますので、「老人居宅生活支援事業開始の届出書」又は「老人福祉施設・有料老人ホーム設置の届出書」の提出が必要となります。

1 事業開始届又はセンター等設置届

(1) 届出が必要な居宅サービス

訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、
地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、
小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、
認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、複合型サービス、
旧介護予防訪問介護相当サービス、旧介護予防通所介護相当サービス

(2) 提出書類

介護保険法のサービス名	届出書類
訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 小規模多機能型居宅介護・介護予防 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護・介護予 防認知症対応型共同生活介護 複合型サービス 旧介護予防訪問介護相当サービス	老人居宅生活支援事業開始の届出書(様式第 19 号)
通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護・介護予防認 知症対応型通所介護 旧介護予防通所介護相当サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉センター等の他の用途に利用されている施設を利用する場合 老人居宅生活支援事業開始の届出書(様式第 19 号) ・単独に施設を設置する場合 老人福祉施設・有料老人ホーム設置の届出書(様式第 22 号)
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム等の施設を共用する場合 老人居宅生活支援事業開始の届出書(様式第 19 号) ・単独に施設を設置する場合 老人福祉施設・有料老人ホーム設置の届出書(様式第 22 号)

2 変更届

届け出た事業内容を変更する場合は、届出が必要です。

3 提出及び問い合わせ先

柏原市福祉こども部福祉指導監査課

電話：072-971-5202 (直通)

老人居宅生活支援事業開始届等記入要領

- (1) 「事業経営者」欄には、法人の所在地、名称並びに代表者の氏名を記載し、代表者印を押印すること。
- (2) 複数の種類の事業を開始する際には、それぞれの種類ごとに作成すること。
- (3) 「事業の種類」「職員の職種」欄には、下表に示す内容を記載すること。

介護保険法の事業の種類	事業の種類	職員の職種
訪問介護 旧介護予防訪問介護相当	老人居宅介護等事業	サービス提供責任者、 訪問介護員
通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 旧介護予防通所介護相当	○老人福祉センター等の他の用途に利用されている施設を利用する場合 …老人デイサービス事業 ○単独に施設を設置する場合 …老人デイサービスセンター	生活相談員、看護職員、 介護職員、機能訓練指導員
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	○特別養護老人ホーム等の施設を共用する場合 …老人短期入所事業 ○単独に施設を設置する場合 …老人短期入所施設	医師、生活相談員、看護職員、 介護職員、栄養士、機能訓練指導員
定期巡回・随時対応型訪問介護 看護	老人居宅介護等事業	オペレーター、訪問介護員、 看護職員、理学療法士等
夜間対応型訪問介護	老人居宅介護等事業	オペレーター、訪問介護員
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業	小規模多機能型居宅介護 従業者、介護支援専門員
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活 介護	認知症対応型老人共同生活 援助事業	計画作成担当者、介護職員
複合型サービス	複合型サービス福祉事業	複合型サービス従業者、 介護支援専門員

※看護職員とは、看護師・准看護師をいいます。

- (4) 「主な職員の氏名」欄には、訪問介護にあっては、「管理者、サービス提供責任者」を、それ以外の事業にあっては「管理者」について記載すること。
- (5) 「事業を行おうとする区域」欄は、市町村単位（大阪市、堺市にあっては区単位）で記載すること。（介護保険法の運営規程の内容と合致させること。）